

申請方法

(補助金を受け取るまでの手順の流れ)

1 特殊詐欺電話撃退装置等を購入

補助の対象となる「特殊詐欺電話撃退装置等」(以下「撃退装置等という。」)は、固定電話機又はケーブルなどを接続する方法により固定電話機に外部接続可能な

- (1) 電話の着信時、呼出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能
 - (2) 通話内容を自動で録音する機能
- の全てを有しているものとなります。

※ 令和4年4月1日以降に購入したもの

※ 中古品ではなく新品で購入したもの

※ 申請者の住所に設置するものであること

【詳しくは、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱を御確認ください】

2 申請

申請に必要な下記書類の全てを、

郵便番号 980-8410

送り先 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宛名 宮城県警察本部生活安全企画課犯罪抑止対策係

に郵送又は持参してください。

申請に必要な書類

1 申請者(※1)が撃退装置等を購入した場合(領収書の宛名が申請者の場合)

- ① 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書
- ② 領収書の写し(申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの)
- ③ 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証、健康保険証(※2)など)
- ④ 振込先となる申請者名義の預貯金通帳又はキャッシュカードの写し

2 代理購入者(※3)が撃退装置等を購入した場合(領収書の宛名が代理購入者の場合)

- ① 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書
- ② 領収書の写し(代理購入者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの)
- ③ 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し(運転免許証、健康保険証(※2)など)
- ④ 振込先となる申請者名義の預貯金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤ 申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類(※4)の写し
- ⑥ 補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書

※1 申請者とは、「補助金の交付を受けようとする者」であり、補助対象者本人(要綱3で定める満65歳以上の方)のことで、

・補助対象者の代わりに御家族が申請者になることは出来ません。

※2 提出いただく身分を証明する公的書類の写しは、

- ・マイナンバーカードについては、表面のみの写し(裏面不要)
- ・国民年金手帳の写しは、基礎年金番号をマスキング処理したもの
- ・各種健康保険証(介護保険証を除く。)の写しは、保険者番号及び被保険者記号番号をマスキングしたもの

とすようにお願いします。

※3 申請者の配偶者又は2親等内の親族

(申請者の配偶者、申請者の子、孫及び兄弟姉妹並びにその配偶者を指します。)

※4 戸籍抄本等(申請者と代理購入者の続柄が確認できるものを取得して下さい。)

3 業者による現地調査（設置確認）

書面審査のほか、警察が委託した業者がお宅を訪問し、購入した撃退装置の設置を確認します。

業者から連絡が行きますので、御都合の良い日程を業者と調整して下さい。

日程が決定後、警察発行の身分証明書を携帯した業者がお宅を訪問します。

業者訪問の際は、申請者の立会いが必要となります。

業者は申請者の身分証の確認後、撃退装置等を確認し、設置状況を写真撮影します。

4 決定通知



補助金交付が決定次第、「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書」が送付されます。

なお、補助金不交付が決定した場合は、「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書」が送付されます。

5 補助金の交付



補助金交付が決定した申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。

6 設置状況の確認



補助金交付後、おおむね1か月を目安に警察が委託した業者から電話連絡が来ます。電話の内容は、撃退装置等を使用してみた感想などの聞き取りをさせていただきますので御協力をお願いします。